

習志野市農業委員会総会議事録

令和4年第5回習志野市農業委員会総会は令和4年7月7日（木曜日）に習志野市役所5階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時00分

1. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠席 1名（網掛け）

委員氏名

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中基 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 村山 茂男

1. 議事録署名人 3番 江口 勝洋 4番 渡邊 喜代美

1. 総会に付した議件

議案第1-1号 習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議案第1-2号 習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議案第1-3号 習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議案第2-1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第2-2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

（報告案件）

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

1. 議案審議結果

上 程 5件 承認 5件

1. 閉会時間 午後5時00分

1. 職員 事務局 事務局長 吉田 昌弘
副主査 渡辺 祐紀
職 員 吉井 浩一・常田 幸雄

<p>議 長</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和4年第7回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>これまで通り、会議時間を短縮させていただき、出来る限り濃厚接触時間を軽減したいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、9番、村山 源司委員から欠席される旨、ご連絡がありました。</p> <p>よって、農業委員会16名のうち15名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により、議長より指名させていただきます。</p> <p>3番、江口 勝洋委員、4番、渡邊 喜代美委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は5件、報告件数は2件でございます。</p> <p>それでは早速、審議に入ります。</p> <p>議案第1-1号、習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会についてを議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1-1号の議案説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1-1号の議案説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1-1号は、習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてであります。</p> <p>このことについて、資料記載の転用事業者より事業を実施するため、農用地区域からの除外申出書が市長に対し提出がなされました。</p> <p>この除外申出書の提出を受けまして、市長として、市が定める習志野市農業振興地域整備計画を変更するに当たり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、市長から農業委員会に対し意見を求められましたので、意見の部分について審議を求めるものです。</p> <p>令和4年7月7日提出。</p> <p>除外申出の概要は、資料記載の通りであり、この後、詳細説明においてご説</p>

議 長	<p>明をさせていただきますので、省略いたします。以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、続けて事務局は議案の詳細説明をお願いいたします。事務局からの詳細説明中については、暫時休憩といたします。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>．．．．．暫時休憩中に詳細説明．．．．．</p>
議 長	<p>はい。事務局ありがとうございました。</p> <p>それでは、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>各委員さんからご意見・ご質問等がありましたら、挙手願います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、皆様からご意見等が無いようですので、私の方から意見を申し上げたいと思います。</p> <p>我々、農業委員会としては、区画整理事業の実施のために、農用地地域から除外をする事や、農地を転用する事については、一定の理解はできる事と思います。</p> <p>しかしながら、現時点で94.8パーセントの方が、区画整理事業の実施に伴う農用地区域除外について同意されていますが、割合は100パーセントに達していないとの事です。</p> <p>このことから、全ての地権者さんが、区画整理事業に賛同いただけるように、より一層の合意形成に向け、取り組んでいただきたいと意見を付してはいかがかと、提案をさせていただきます。</p> <p>また、農業委員会の立場として重要となる事は、農地の適正管理についてです。</p> <p>区画整理事業が実施されても、使用収益停止となるまでは、多少時間を要しますので、使用収益が停止されるまでしっかりと各地権者が管理を行っていただけるよう、市も協力していただくべく、意見を申し上げるべきと思います。</p> <p>以上2点を記載した意見書を市長に提出してはいかがかと思いますが、改めて委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>念のため、事務局に確認いたしますが、事業を実施するためには100パーセントの同意が必要ではありませんか。</p>

事務局	<p>はい。</p> <p>区画整理事業の実施に当たっては、地権者の3分の2以上の同意があれば、法の手続きに臨めると規定されておりますので、農用地区域の所有者、或いは農用地区域以外の所有者含めて3分の2以上の同意が既に得られており、区画整理事業は実施できるものと考えられます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ルール上、事業が行える割合以上の同意率を得ているとの事ですが、出来ましたら100パーセントに向けて引続き説明をお願いしたいものです。</p> <p>それでは、私が申し上げた意見以外に意見はありませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、他に意見が無いようですので、採決に入ります。</p> <p>農業委員会として、農用地区域からの除外申出に伴う習志野市農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、私が先程の申し上げた意見を記載し、市長に対して意見書を提出する事に賛同の方の挙手を求めます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成をもちまして、議案第1-1号について2点の意見を記載し、意見書を市長に提出する事と決しました。</p> <p>事務局は、市長に対して意見書の提出をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは、次に移り議案第1-2号を議案といたします。</p> <p>本件については、事務局から説明を受けた後、14番、渡邊 幸枝委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、採決の際には退席を願います。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>事務局は、議案第1-2号の議案説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1-2号につきましても、習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてであります。</p> <p>提案理由は、先程の議案第1-1号と同様のため説明を割愛させていただきます。また、除外申出の概要は資料記載の通りであり、詳細については後ほど</p>

	<p>説明いたします。以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>続いて、事務局から議案の詳細説明をお願いしますが、先程と同様、説明中については、暫時休憩といたします。</p> <p>事務局、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>・・・・・・暫時休憩中に詳細説明・・・・・・</p>
議 長	<p>はい、事務局ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り、会議を開きます。</p> <p>それでは、事務局の説明が終わりましたので、農業委員会法第31条に規定による議事参与の制限により、14番、渡邊 幸枝委員は退席をよろしく願いいたします。</p> <p>事務局は、案内をお願いします。</p>
事務局	<p>・・・・・・事務局の誘導により渡邊 幸枝委員 退席・・・・・・</p>
議 長	<p>それでは、渡邊 幸枝委員が退席されましたので、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>議案第1-2号について、質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、事務局に確認いたしますが、現地調査を実施いたしませんでしたが、計画地周辺には既にお住いの家があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、それでは総会資料の案内図をご覧ください。</p> <p>今回の申請地を中心に見ていただきますと、左手側にあります四角い箱のようなもの、これは専用住宅になっておりまして、既に2軒専用住宅が建っているような状況です。</p> <p>右手側、東側となりますが、計画地の隣接地は、違う方がお持ちの農用地区域に指定された農地がございます、そのさらに東側には、2、3軒専用住宅が建築済みでありますので、計画地の周辺には専用住宅が何軒か建ち並んでいるような地域です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>周りや隣接地の畑に影響が特段無いような状況であることは確認</p>

議 長	<p>済みという事がわかりました。ありがとうございます。</p> <p>本件は、地権者のご息子が農家分家として、一戸建て専用住宅を建てる計画であります。</p> <p>本計画を進められるに当たり、候補地の選定や周辺に与える影響など、様々なご検討を重ねられたと思います。</p> <p>専用住宅1棟の建築であり、周辺農地に与える影響は無いと思いますが、委員の皆さん、改めて何か意見等はありませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見・ご質問等が無い様なので採決に入ります。</p> <p>農用地区域からの除外申出に伴う習志野市農業振興地域整備計画の変更に対し、農業委員会として、特段意見は無い旨を記載した意見書を市長に提出しようと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第1－2号については、意見が無い旨を市長に回答する事と決しました。</p> <p>事務局は、市長に対して意見書の提出をお願いいたします。</p> <p>それでは、審議を終えましたので、事務局は渡邊 幸枝委員の入室を案内してください。</p> <p>渡邊 幸枝委員が入室されるまで暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>・・・・事務局の誘導により渡邊 幸枝委員 入室・・・・</p>
議 長	<p>それでは休憩前に戻り、会議を再開いたします。</p> <p>渡邊 幸枝委員に報告をいたします。</p> <p>議案第1－2号については、農用地の除外に対する意見は特に無いと議決され、その旨を市長に回答する事と決しましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>なお、転用されるまでは、まだ相当の時間がかかりますが、それまでの間、農地の管理をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは次に参ります。議案第1－3号を議案といたします。</p> <p>本件については、事務局から説明を受けた後、5番、櫻井 茂雄委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、採決の際には退席をお願いいたします。</p>

	<p>それでは事務局は、議案第1－3号の議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1－3号の議案について、説明してまいります。</p> <p>議案第1－3号につきましても、先程までと同様に、習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてであります。</p> <p>提案理由は、議案第1－1号や議案第1－2号と同様のため、省略をさせていただきます。</p> <p>また、除外申し出の概要は、資料記載の通りであり、詳細については後ほど説明をさせていただきます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、事務局から議案の詳細説明をお願いしますが、先程と同様、説明中については、暫時休憩いたします。</p> <p>それでは、事務局は詳細説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>・・・・・・暫時休憩中に詳細説明・・・・・・</p>
議長	<p>休憩前に戻り会議を開きます。事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局の説明が終わりましたので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、5番、櫻井 茂雄委員は退席をお願いします。事務局は、櫻井委員を案内してください。</p> <p>櫻井 茂雄委員が退席されるまで暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>・・・・・・事務局の誘導により櫻井 茂雄委員 退席・・・・・・</p>
議長	<p>それでは、櫻井 茂雄委員が退席されましたので、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>現地調査は、大変暑い中、協力いただきまして、感謝申し上げます。</p> <p>先ほど事務局からもありましたように、この後、実際に施設が完成するまで相当な時間があると思います。</p> <p>やはり現地調査で私も気になりましたのが雑草です。</p> <p>かなり見通しが悪い場所もありますので、まして隣には高校がありますので防犯上も考慮し、配慮を行う必要があると思われました。</p> <p>それでは、議案第1－3号について、質問のある方は挙手願います。</p> <p>はい。村山職務代理、どうぞ。</p>

<p>村山職務代理</p>	<p>よろしいですか。 除外に必要な要件は、全て満たしていることを確認していますか。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局いかがでしょうか。</p> <p>はい。 その点につきましては、産業振興課が除外申出書を受理する際に、農振法の要件を全て満たしていると判断して書類を受理したと伺っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>村山職務代理、続けてどうぞ。</p>
<p>村山職務代理</p>	<p>土地利用計画図を見ますと、計画地の北側に高齢者棟として結構な高さがある建物が計画されており、北側の営農地がかなりの日陰になるのではないかと考えます。 元々の土地が低いので営農に支障をきたすのではありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>この点について、事務局いかがですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。 産業振興課が除外申出書を受理するに当たって、事業者から日影図の提出を求めたところでございます。 提出された日影図を基に、北側農地に対する影の伸び具合についても、しっかり審査を行い、営農に支障が無いとの判断に至ったと伺っております。 また、北側営農者に対しても、日影図を提示し、事業者も日影の影響を説明し、説明責任を果たした中で、同意をいただいていると伺っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>村山職務代理、よろしいですか。 職務代理からのご意見は、私も現地調査を実施した時に、境界から約8メートルでしたか、かなり北側に隣接した位置に施設を建てるとの説明でありましたので、その点は、気になったところです。 しかし、北側の営農者としては、自作地の南側ギリギリまで作付けするのではなく、ある程度後退しての作付けを覚悟していたようで、日影図のとおり、絶対影の伸び方はこのとおりとはなりませんので、我慢してもらいたいというところかなと思います。 また、私が気になったのは、シンボルツリーでしょうか、隣接地の</p>

<p>議 長</p>	<p>境界にある樹木、あのままの大きさで残されるのでしょうか。</p> <p>今までも隣接地の人からすると、もうちょっと低く剪定してもらいたいという思いはあるのではと思います。</p> <p>営農側の配慮として、この事も調整できれば良いと思いますが。</p> <p>それでは、他にありませんか。</p> <p>はい。飯生委員、どうぞ。</p>
<p>飯生委員</p> <p>議 長</p>	<p>どの位の期間がかかるのでしょうか。</p> <p>建物が完成し、運用開始までということでもよろしいでしょうか。</p> <p>はい。事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>飯生委員</p>	<p>はい。私どもが聞いておりますのは、事業者として、県や市の補助金を頂戴して運営していきたいと伺っております。</p> <p>運営開始は、令和6年4月を予定しているそうです。</p> <p>産業振興課に確認をした中では、今回の除外申出によって、来年年明けには除外が叶って、そこから開発行為や農地転用の許可申請に臨むとのことで、早ければ新年度早々には、各法令の許可が下り、概ね1年間で建築工事を実施すると確認が取れました。</p> <p>飯生委員、続けてどうぞ。</p> <p>これから1年半以上あのままの状態が良いとは言えないと思います。</p> <p>雑草や樹木以外に気になったのは、小屋が危ないと感じました。</p> <p>見通しが悪くて引きずり込まれたらもう最悪の状態になるので、草刈と小屋の管理を事業者がやるのか、地権者がやるのか、市役所がやるのか、その辺は確認して管理を徹底してもらいたいと思います。</p> <p>議 長</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>これからも雑草だけでなく、対象地の管理を適正にお願いしたいと思います。</p> <p>その他にございませんか。</p> <p>はい。矢野委員、どうぞ。</p> <p>矢野委員</p> <p>これだけの面積が開発されるわけですが、埋蔵文化財の調査は行わないので</p>

議 長	<p>しょうか。</p> <p>この点について、事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。埋蔵文化財調査も今後行われる予定になっております。</p> <p>開発行為と転用行為を見据えて、埋蔵文化財担当と協議を実施しています。</p> <p>実際に建物を建設する位置には、大規模にショベルカーで掘削をしていきますが、建設位置で何か出土した際は、文化財調査が行われます。</p> <p>なお、事業者による基礎調査として、ボーリング調査を実施した時には、地中埋蔵物の反応が無かったと報告を受けております。</p>
矢野委員	<p>埋蔵文化財が出土しなければ、そのまま開発行為が影響無く進むということですね。</p>
議 長	<p>矢野委員の質問に関連して質問します。</p> <p>仮に文化財などが出土し、本調査が開始され、施設の開設が遅延した場合は、県や市の補助金はどうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>補助金を交付する県や市の担当課の判断となりますが、私が前段で伺っている話ですと、令和6年4月開設が補助金交付の条件となると伺っています。</p> <p>仮に、埋蔵文化財の出土等により、やむを得ず開設が遅延となった場合であったとしても、補助制度上認められないと判断に至りますと、補助金申請を取り下げざるを得ないと考えられます。</p> <p>そうなりますと、例えば令和7年度の開設でも補助金が利用できるのか、補助金が得られない場合は、総工事費を補填する資金源があるのか、運営が滞りなく出来るのか検討を進めるはずです。</p> <p>埋蔵文化財の試掘調査の結果によっては、開発行為がストップとなりますし、出土した物が重要文化財であれば、なおのこと長期間のストップとなると思われます。</p>
議 長	<p>矢野委員、よろしいですか。</p> <p>他の委員は、何か質問や意見はありませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、この度の事業者が行う事業内容は、児童養護施設や高齢者支援施設の計画であります。</p> <p>また、計画を進めるにあたっては、隣接農地への影響を十分考慮し、</p>

議 長	<p>合意に努めたとのことでした。</p> <p>このことから、対象地が転用されることはやむを得ないと判断するところですが、現地調査の結果、雑草の繁茂が気になりましたので、農用地から除外され、建設工事が行われるまで、しっかりと管理していただくよう意見を申し上げたいと思います。</p> <p>これにご異議のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ご異議が無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1－3号については、工事が開始されるまでの間、しっかりと管理を行うよう意見を記載し、市長に対して意見書を提出することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成を持ちまして、議案第1－3号については、この旨を記載した意見書を市長に提出することと決しました。</p> <p>事務局は、市長に対して意見書の提出をお願いいたします。</p> <p>それでは、審議を終えましたので、事務局は櫻井委員の入室を案内してください。</p> <p>櫻井委員が戻られるまで暫時休憩いたします。</p>
事務局	<p>・・・・・・・・事務局の誘導により櫻井 茂雄委員 入室・・・・・・・・</p>
議 長	<p>それでは、櫻井委員が着席されましたので、休憩前に戻り、会議を開きます。</p> <p>櫻井委員、ご協力ありがとうございました。</p> <p>櫻井委員に報告いたします。</p> <p>議案第1－3号は、農用地から除外され転用される事はやむを得ないと判断した旨を市長に回答する事と決しましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、次に参ります。</p> <p>議案第2－1号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願を議案といたします。</p> <p>事務局は、議案第2－1号、議案説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第2－1号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてであります。</p> <p>令和4年6月22日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願の提出があったので、証明書発行について審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請者は、資料記載のとおり4名の方から申請でございます。</p> <p>2番、買取申し出事由として、習志野市大久保三丁目にお住まいの方の死亡によるものであります。</p> <p>3番、買取申し出が予定されている農地は、習志野市藤崎六丁目の生産緑地2筆であり、合計の面積は4,472平方メートルであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて事務局から、議案の詳細説明をお願いいたしますが、説明については、暫時休憩といたします。</p> <p>よろしく願います。</p>
事務局	<p>・・・・・暫時休憩中に詳細説明・・・・・</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り、会議を開きます。</p> <p>これより議案第2－1号の審議に入ります。</p> <p>ご質問のある方、挙手をお願いいたします。</p> <p>事務局から説明がありましたように、もう少しで生産緑地の指定を受けてから30年が経過しようというところでした。</p> <p>ご本人としても、生前から年齢や体力的に維持管理が難しく、特定生産緑地への移行をされず、30年が経過したら買い取り申し出を行いたいと意向が示されていたそうです。</p> <p>また、残されたご家族としては、相続税が発生しますので、そこに充てたいという結論に達したとのことでした。</p> <p>これに対して、委員の皆様から何か意見等ありましたら、挙手願います。</p> <p>はい。飯生委員、どうぞ。</p>

<p>飯生委員</p>	<p>はい。1点だけ質問します。 資料の案内図を見ますと、対象地の中に駐車場が含まれているように見えますが、駐車場も農地なのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、回答をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。総会資料の案内図と公図をご確認いただきたいと思います。 今回の対象地は、議案の説明で申し上げたとおり2筆であります。 案内図では、隣接地の駐車場まで対象区域であるように図示されておりますが、予め確認したところ、生産緑地地区に指定しておりますのは、議案書のとおり2筆であると確認できました。 この場をお借りして訂正させていただきます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございました。 駐車場は、生産緑地の指定の範囲外とのことですが。 飯生委員、よろしいでしょうか。 その他、質問などありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。 ご意見、ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第2-1号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、お諮りいたします。 農業委員会として、証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。ありがとうございます。 全員賛成ですので、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行することに決しました。</p> <p>次に参ります。議案第2-2号を議案といたします。 事務局は、議案第2-2号の議案説明をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは総会資料をご覧ください。 議案第2-2号につきましても、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてであります。</p>

事務局	<p>提案理由は、議案第2-1号と同様のため、省略させていただきます。</p> <p>1番、申請者は、資料記載の2名の方から申請でございます。</p> <p>2番、買い取り申し出事由として、この度お亡くなりになった方は、習志野市鷺沼一丁目にお住まいの方でございます。</p> <p>3番、買い取り申し出が予定されている農地は、習志野市鷺沼台三丁目の生産緑地9筆であり、合計の面積は826平方メートルであります。</p> <p>なお、4番、登記内容と、5番、買い取り申し出を行う理由につきましては、後程詳細説明をさせていただきます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、事務局から議案の詳細説明をお願いしますが、説明中については、暫時休憩といたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>・・・・・・暫時休憩中に詳細説明・・・・・・</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、休憩前に戻り会議を開催いたします。</p> <p>続いて、これまでの農業従事状況について、鷺沼地区推薦の村山職務代理より報告を頂きたいと思っております。</p>
村山職務代理	<p>はい。私から、過去の農業従事について報告します。</p> <p>事務局から納税猶予を受けていたと説明がありました。</p> <p>昨年と記憶しておりますが、3年ごとの農業経営状況の確認のため、現地を視察しましたが、適正に営農管理されており問題無いと思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この生産緑地を含む鷺沼台三丁目地域では、平成15年であったと記憶していますが、区画整理事業が実施されたエリアです。</p> <p>ご存知の方もいらっしゃると思いますが、区画整理事業が行われる前は、このエリアの既存の道路は、ケンカ道路と揶揄されるような道幅の狭い農道でした。</p> <p>朝夕の通勤時間帯は、どちらの進行方向も車が長蛇の列を為しまして、どっちが下がって道を譲るか、優先順位のトラブルなど、すごいところだと記憶しています。</p>

議 長	<p>私も、親戚がああの辺りで畑を所有していたので、手伝いに行くと、渋滞に巻き込まれた記憶があります。</p> <p>そのような中、今回対象の方も含めて、このエリアの農家さんたちは、営農をちゃんとしていたという記憶があります。</p> <p>その他、ご質問などありますでしょうか。</p> <p>はい。村山職務代理、どうぞ。</p>
村山職務代理	<p>はい。納税猶予について、質問します。</p> <p>制度が変わって、こちらの方も終身営農が条件で良かったでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。こちらの方は、終身営農が条件となっております。</p> <p>間もなく指定から30年を経過するところでございます。</p> <p>しかし、終身営農を条件として納税猶予を受けておられましたので、今回の対象者をご存命であれば、30年経過したとしても買い取り申し出を行うことなく、特定生産緑地に移行するとご意向を示されておりました。</p> <p>ここで、納税猶予制度について若干説明させていただきますが、納税猶予期間が20年間で良いという条件は、市街化調整区域の農地だけを猶予対象農地にされた方が対象になります。</p> <p>ただし、この猶予期間を認めた制度も平成21年の税制改正で改正され、今後、例え調整区域内の農地のみを猶予受けたとしても終身営農が条件となりました。</p> <p>市街化区域の農地を猶予対象農地に設定された場合は、平成21年の法改正以前でも、終身営農を条件に猶予を受けることとなります。</p> <p>また、納税猶予を受けるに当たっては、市街化農地を生産緑地に指定を受けなければならないとルールが決められています。</p> <p>長くなりましたが、説明は以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から納税猶予について説明がありましたが、村山職務代理、よろしかったでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。それでは、他に質問ありませんか。</p> <p>はい。三代川 和彦委員、どうぞ。</p>
三代川和彦委員	<p>もう一度確認させてください。</p> <p>今はもう、20年猶予は制度として無いで良いでしょうか。</p>

事務局	<p>平成21年度以前に相続した方で、かつ、調整区域の農地だけ猶予を受けた方は今現在としても数名いらっしゃいます。</p> <p>この方々は、猶予期間が20年間となりますが、近い将来20年間の満了となるため、20年猶予の対象者が近年中にいらっしゃらなくなります。</p> <p>この様な中、平成21年度に税制改正が行われ、これ以降で相続された方は、調整区域の農地だけを猶予受けたとしても、終身営農が条件となりますので、相続税の納税猶予を受けられる方も非常に少なくなっています。</p>
議長	<p>色々と制度が変わってまいりましたので、なかなか判断が難しいと思います。</p> <p>地域の方で、そのような相談やお話しを受けた場合には、事務局に相談するよう案内していただきたいと思います。</p> <p>三代川 和彦委員、よろしいでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その他、皆様のご意見ありましたら、挙手願います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>他に質問等が無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2-2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてお諮りいたします。</p> <p>本件について、農業委員会として証明書発行することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行することに決しました。</p> <p>以上で、本日付議されました審議案件は全て終了となります。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、質問等のある方は挙手を願います。</p> <p>また、事務局何か補足説明がありましたらよろしく願います。</p>
事務局	<p>はい。特段ございません。</p>

議長	<p>はい。それでは、各委員さんから何かありましたら、よろしく願 いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>無いようですので、以上をもちまして令和4年第7回習志野市農業 委員会総会を終了いたします。</p> <p>この後は、その他の事項として事務局より案内がありますので、 事務局に進行をお願いいたします。</p>
----	---

